

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2000-298141(P2000-298141A)

【公開日】平成12年10月24日(2000.10.24)

【出願番号】特願平11-108024

【国際特許分類第7版】

G 01 R 1/073

G 01 R 31/28

G 01 R 35/02

H 01 L 21/66

【F I】

G 01 R 1/073 E

G 01 R 35/02 A

H 01 L 21/66 B

G 01 R 31/28 K

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月24日(2005.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項9】

前記フレームは、左右方向に間隔をおいて前記ベースに配置された下部フレームと、該下部フレームと共同して前記空間を形成すべく前記下部フレームに配置された上部フレームであって前記押圧体を支持しつつ前記空間を上方へ開放する上部フレームとを備え、前記カードホルダは、その一部を前記第2の開口に位置させた状態に前記ベースフレームに配置されていると共に、前記下部フレームの前方への開放箇所を介して前記空間に出入り可能である、請求項2から8のいずれか1項に記載の検査装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

ベース22は、円形の開口32を中心上有する。フレーム30は、前後方向(図4において左右の方向)に間隔をおいた一対の下部フレーム34と、下方に開放するコ字状の上部フレーム36とを備える。両下部フレーム34は、開口32の上方の空間が両者の間にに入るよう、ベース22に配置されている。上部フレーム36は、一方の下部フレーム34の上部にシャフト38により枢軸運動可能に連結されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

リンクアーム98は、上下方向へ伸びる軸線の周りに角度的に回転可能に押圧板44の

下面に組み付けられており、また結合用リング92に設けられたピン93と、ピン93が滑動可能に係合するようにリンクアーム98に形成された長穴95により、結合用リング92に係合されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

先ず、押圧板44が駆動機構46により図4に点線で示す位置に変位される。これにより、接続器70及び中継器72は、図14(A)に示す位置から図14(B)に示す位置に移動される。すなわち、接続器70及び中継器72は、カードホルダ114から取り除かれると共に、スライドトレー120の出し入れの妨げにならない位置に移動される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0069

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0069】

次いで、押圧板44が駆動機構46により図4に点線で示す位置に変位される。これにより、接続器70はプローブカード12と共にカードホルダ114に受けられているが、中継器72は、図16(A)に示す位置から図16(B)に示す位置に移動される。すなわち、中継器72は、カードホルダ114から取り除かれると共に、スライドトレー120の出し入れの妨げにならない位置に移動される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

次いで、使用済みのプローブカード12及び接続器70がカードホルダ114から取り出され、その代わりに同種の他のプローブカード及び対応する接続器がカードホルダ114に配置される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0081

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0081】

上記実施例においては、接続器と中継器とにより接続装置を形成して、中継器を各種のプローブカードに共通に用いているが、接続装置をプローブカードの種類毎に用意してもよい。この場合、接続器及び中継器の機能を備えた接続装置とされる。